

# 令和8年度 就学援助のお知らせ

山陽小野田市教育委員会

山陽小野田市では、小・中学校に通学されるお子さまの教育費の負担が経済的に困難なご家庭に対して、学校給食費・学用品費・修学旅行費等の教育費の一部を援助する就学援助制度があります。

就学援助を希望される場合は、下記の内容をご確認の上、必要書類を添えて申請してください。

※審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。

※毎年度申請が必要です。前年度に就学援助を受けられていた方でも、令和8年度に援助を希望される場合には、改めて申請が必要となります。(新1年生(小・中学校)のいる世帯には1月に案内を郵送しています。すでに提出済みの方は再提出不要です。)

※新1年生(小・中学校)で 新入学学用品費の入学前支給を申請された場合でも、令和8年4月以降に学校給食費や学用品費等の援助を希望される方は、この就学援助の申請が必要です。

## 1 就学援助の内容について

※国が定める基準額をもとに支給するため、国の基準単価が改定された場合は、下記金額を変更することがあります。

令和8年度の支給内容・支給時期(予定)

### ■学用品費等

	学期		1学期	2学期	3学期
	振込月日		7月10日	12月10日	3月10日
小学校	学用品費等	小1	3,600円	4,500円	3,530円
		小2~6	4,400円	5,500円	4,000円
	新入学学用品費	小1	57,060円		
中学校	学用品費等	中1	7,200円	9,000円	6,530円
		中2~3	8,000円	10,000円	7,000円
	新入学学用品費	中1	63,000円		

・上記表中の金額は、5月末までに申請した場合です。

・上記表中の新入学学用品費は、5月末までに申請した場合のみ支給します。ただし、入学前支給を受けた方は支給対象になりません。

### ■学校給食費

年度当初申請の場合、審査が6月のため、学校給食費は一旦お支払いいただきます。認定となった場合、1学期の振込(7月10日)の際にお支払いいただいた給食費分、保護者口座へ支給します。

2学期以降、給食費は現物給付となりますので、保護者口座へ支給はされません。また、市外の学校に通われている方の給食費は支給の対象なりません。

### ■校外活動費・修学旅行費

	校外活動費(宿泊無)	校外活動費(宿泊有)	修学旅行費
小学校	1,600円以内	3,690円以内	22,690円以内
中学校	2,310円以内	6,210円以内	60,910円以内

・校外活動等を実施した学期末(実施日が振込月日に近い場合は翌学期末)の振込月日に支給予定です。

## 2 生活保護受給中の方の就学援助について

生活保護受給中のお子さまの学用品費等は、生活保護費で支給されない修学旅行費が就学援助費で支給されますが、就学援助について申請手続きは必要ありません。

## 3 申請場所

学校教育課(市役所別館3階)、山陽総合事務所地域活性化室

電子申請は申請期間中(土・日・祝を含む)24時間受付可能です。⇒⇒⇒



## 4 申請期間

令和8年1月21日(水)から5月31日(日)まで(窓口での受付は土・日・祝日を除く 8:30~17:15)

※受付期間以降も随時受け付けますが、6月1日以降は申請受理日の翌月からの認定となります。

## 5 申請時に必要なもの

### (1) 「令和8年度 就学援助認定申請書」

※各支所・出張所に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

### (2) 申請者名義の口座通帳

### (3) 窓口へ申請に来られる方の身分証明書

ア【1点だけでよいもの】(顔写真付きの公的書類):運転免許証、個人番号カード、在留カードなど

イ【2点以上の提示が必要なもの】アがない場合:健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など

### (4) 令和8年度所得課税証明書(令和8年1月2日以降に転入した方のみ)

※令和7年中の所得の申告をされていない場合は審査ができませんので、必ず申告してください。

(詳しくは、市役所税務課にお問い合わせください。)

(その他)代理人が申請手続きを行う場合には、上記(1)から(4)の他に、委任状が必要です。(3)は、

窓口に来られる代理人の身分証明書(上記(3)のア及びイと同様のもの)が必要です。

## 6 就学援助の支給を受けることができる方

以下の区分① ②(ア～ク)③ ④の要件のいずれかに該当する世帯が支給を受けることができます。

区分	就学援助の受給要件	添付が必要な書類(コピー可)
①	生計同一の令和7年中の収入が一定基準以下の世帯	(令和8年1月2日以降に転入した方のみ)令和7年度所得課税証明書 ※6月以降に必ず提出が必要です。
②	①に準ずると認められ、令和7年度又は令和8年度に次のいずれかに該当する方 ※世帯全員が同じ理由に該当していることが必要です。 ア 生活保護の停止又は廃止の決定を受けている イ 市民税の非課税又は減免の決定を受けている ウ 個人事業税の減免を受けている エ 固定資産税の減免を受けている ※新築減額は対象外 オ 国民年金保険料の減免を受けている カ 国民健康保険料の減免又は徴収猶予の決定を受けている キ 児童扶養手当を受給している ク 生活福祉資金の貸付を受けている	保護(停止・廃止)決定通知書 市民税非課税証明書 減免決定通知書 減免決定通知書 免除・納付猶予申請承認通知書 減免又は徴収猶予決定通知書 児童扶養手当証書 生活福祉資金貸付決定通知書
③	職業安定所登録日雇労働者	雇用保険日雇労働被保険者手帳
④	災害その他特別な事情により経済的困難な家庭	教育委員会までご相談ください

### 【認定となる所得額の目安】

※就学援助の受給要件区分①の認定となる所得の基準額は、世帯員数、年齢、扶養児童生徒数等により各家庭によって異なります。下記の表は、あくまでも申請にあたっての目安としてお考えください。

世帯人員	2人世帯 親1人・小1人	3人世帯 親2人・小1人	4人世帯 親2人・小1・中2	5人世帯 親2人・小1・小3・中2
令和7年総収入額	約 289万以下	約 373万以下	約 444万以下	約 533万以下
令和7年総所得額	約 184万以下	約 244万以下	約 301万以下	約 372万以下

上記表中:親1人(35歳)、親2人(40歳、35歳)で算定。単身赴任の場合も生計同一として計算します。

(令和8年4月1日現在の年齢)

## 7 認定結果について

認定結果は、6月中旬～下旬に申請者全員に郵送で通知します。

### 【注意事項】 学校徴収金について未納がある場合は、学校口座に振り込みます。

◎問い合わせ先:山陽小野田市教育委員会 学校教育課(電話 0836-82-1202)